

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

7-26 車枠及び車体

8-26 車枠及び車体

7-26-1 性能要件 (視認等による審査)

8-26-1 性能要件 (視認等による審査)

(1) 車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものとして強度、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 1 項第 1 号関係、細目告示第 22 条第 1 項関係、細目告示第 100 条第 1 項関係)

(1) 車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものとして強度、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 1 項第 1 号関係、細目告示第 178 条第 1 項関係)

- ① 車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。
- ② 車体は、車枠に確実に取付けられ、振動、衝撃等によりゆれを生じないようにしていること。
- ③ 車枠及び車体は、著しく損傷していないこと。

- ① 車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。
- ② 車体は、車枠に確実に取付けられ、振動、衝撃等によりゆれを生じないようにしていること。
- ③ 車枠及び車体は、著しく損傷していないこと。

(2) 車体の外形その他自動車の形状は、視認等その他適切な方法により審査したときに、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。

(2) 車体の外形その他自動車の形状は、視認等その他適切な方法により審査したときに、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。

ただし、大型特殊自動車にあっては、この限りでない。
なお、次の例に掲げるものにあつては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。(保安基準第 18 条第 1 項第 2 号関係、細目告示第 22 条第 2 項関係、細目告示第 100 条第 2 項関係)

ただし、大型特殊自動車にあっては、この限りでない。
なお、次の例に掲げるものにあつては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。(保安基準第 18 条第 1 項第 2 号関係、細目告示第 178 条第 2 項関係)

(例)

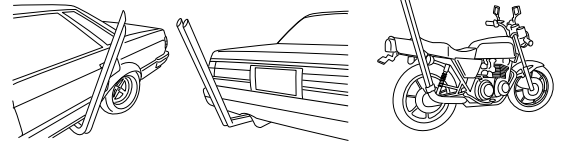
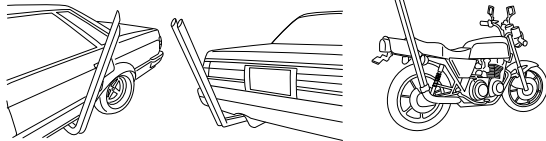
(例)

四輪自動車

二輪自動車

四輪自動車

二輪自動車



(3) 次に該当する車枠及び車体は、(2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 22 条第 3 項関係、細目告示第 100 条第 2 項関係)

(3) 次に該当する車枠及び車体は、(2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 178 条第 2 項関係)

① 自動車直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる 2 平面によりはさまれる走行装置の回転部分 (タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等) が当該部分の直上の車体 (フェンダ等) より車両の外側方向に突出していないもの。

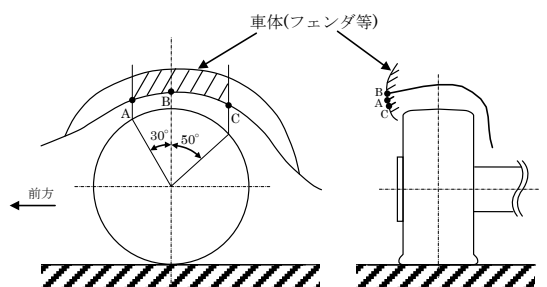
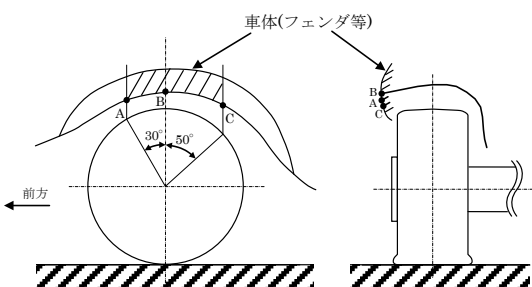
① 自動車直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる 2 平面によりはさまれる走行装置の回転部分 (タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等) が当該部分の直上の車体 (フェンダ等) より車両の外側方向に突出していないもの。

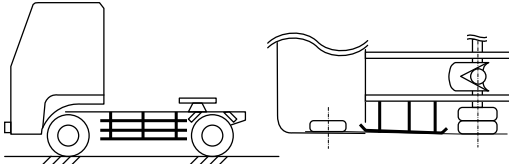
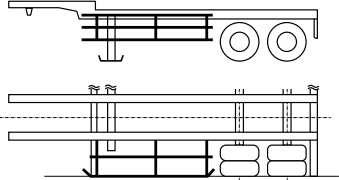
この場合において、専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) であつて、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる 2 平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が 10mm 未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。

この場合において、専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) であつて、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる 2 平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が 10mm 未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。

(参考図)

(参考図)



第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>② 貨物の運送の用に供する普通自動車の後車輪であって、7-33 の基準に適合する巻込防止装置等を備えており、かつ、当該巻込防止装置等の平面部が最外側にある前車輪及び後車輪のそれぞれの車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側（車軸中心より下方の部位を除く。）の鉛直線と接地面との交点を結ぶ直線（前車輪を有しない被牽引自動車にあつては、後車輪の車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側（車軸中心より下方の部位を除く。）の鉛直線と接地面との交点を通り車両中心線に平行な直線）より外側に取付けられているもの (参考図)</p> <p>例 1</p>  <p>例 2</p>  <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8t 以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。）であつて、次の要件に適合するもの</p> <p>ア エア・スポイラは、自動車の前部及び後部のいずれの部分においても、自動車の最前端又は最後端とならないものであること。 ただし、バンパの下端より下方にある部分であつて、直径 100mm の球体が静的に接触することのできる部分（フロアラインより下方の部分を除く。）の角部が半径 5mm 以上であるもの又は角部の硬さが 60 ショア (A) 以下の場合にあつては、この限りでない。</p> <p>イ エア・スポイラ（バンパの下端より下方にある部分及び地上 1.8m を超える部分を除く。）は、直径 100mm の球体が静的に接触することのできる部分に半径 2.5mm 未満の角部を有さないものであること。 ただし、角部の硬さが 60 ショア (A) 以下のとき、又は角部の高さが 5mm 未満の場合若しくは角部の間隔（直径 100mm の球体を 2 つの角部に静的に接触させたときの接点間の距離をいう。）が 40mm 以下の場合であつて角部が次表に定める角部の形状の要件を満足するときは、この限りでない。</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

角部の高さ (h)	角部の形状	角部の間隔 (δ)	角部の形状
h < 5mm	角部に外向きの尖った部分又は鋭い部分がないこと。	25 < δ ≤ 40mm	角部の半径が 1.0mm 以上であること。
		δ ≤ 25	角部の半径が 0.5mm 以上であること。

ウ エア・スポイラは、その附近における車体の最外側（バンパの上端より下方にある部分にあっては、当該自動車の最外側）とならないものであること。

エ エア・スポイラは、側方への翼状のオーバー・ハング部を有していないものであること。

ただし、次に掲げるいずれかの場合にあっては、この限りでない。

(ア) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端の部分と車体のすき間が 20mm を超えない場合

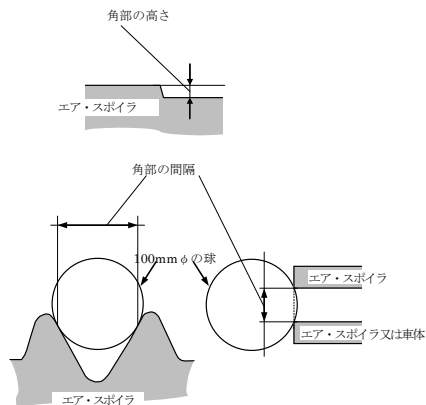
(イ) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端が当該自動車の最外側から 165mm 以上内側にある場合

(ウ) 側方への翼状のオーバー・ハング部のうち当該自動車の最外側から 165mm 以上内側にない部分が、歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造である場合。

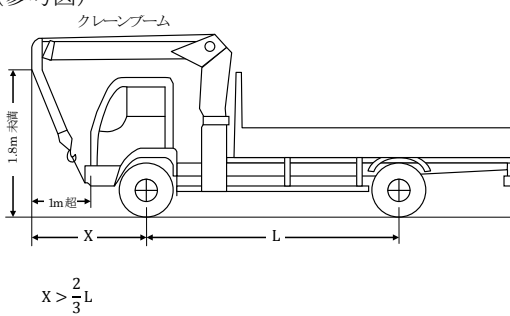
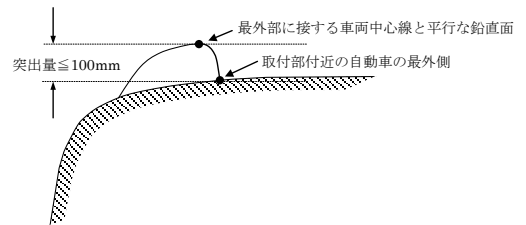
この場合において、側方への翼状のオーバー・ハング部の側端附近に、車両中心線に平行な後向き方向に 245N 以下の力を加えたとき、当該自動車の最外側から 165mm 以上内側にない部分がたわむ、回転する又は脱落するものは、「歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造」とする。

オ エア・スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取付けられている構造であること。

(例) 角部の高さ及び間隔の例



第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>④ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車が直進姿勢をとった場合において、車輪の左右両端が緩衝装置により挟まれているもの</p> <p>⑤ 二輪自動車が直進姿勢をとった場合において、後車輪の左右両端が運転者の乗車装置（座席又は足かけ（格納式のものには展開した状態））より車両の外側方向に突出していないもの</p> <p>(4) 次に掲げるエア・スポイラであって損傷のないものは、</p> <p>(3) ③の基準に適合するものとする。（細目告示第100条第3項関係）</p> <p>① 指定自動車等に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているエア・スポイラ又はこれに準ずる性能を有するエア・スポイラ</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき外装の装置の指定を受けた自動車に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ又はこれに準ずる性能を有するエア・スポイラ</p> <p>(5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。</p> <p>なお、平成22年3月31日以前に製作された自動車であって、7-2-5及び7-2-6の基準を適用したものにあっては、⑩の規定は適用しない。（細目告示第22条第4項関係、細目告示第100条第4項関係、適用関係告示第15条第12項関係）</p> <p>① バンパの端部であって、歩行者の被服等を引掛けるおそれのあるもの</p> <p>② 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えられているアンテナ（高さ2.0m以下に備えられているものに限る。）であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの</p> <p>③ 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えられているホイール、ホイールナット、ハブキャップ及びホイール・キャップであって、ホイールのリムの最外側を超えて突出する鋭利な突起を有するもの</p> <p>④ 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える外開き式窓（高さ2.0m以下に備えられているものに限る。）であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの又はその端部が自動車の進行方向に向いているもの</p> <p>⑤ 後写鏡及び後方等確認装置の取付金具に鋭利な突起を有しているもの</p> <p>⑥ ホイールのリムの全周における最外側を超えて突出するスピナー、ウイングナット及び車輪に取付け</p>	<p>(4) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。（細目告示第178条第4項関係、適用関係告示第15条第12項関係）</p> <p>① バンパの端部であって、歩行者の被服等を引掛けるおそれのあるもの</p> <p>② 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えられているアンテナ（高さ2.0m以下に備えられているものに限る。）であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの</p> <p>③ 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えられているホイール、ホイールナット、ハブキャップ及びホイール・キャップであって、ホイールのリムの最外側を超えて突出する鋭利な突起を有するもの</p> <p>④ 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える外開き式窓（高さ2.0m以下に備えられているものに限る。）であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの又はその端部が自動車の進行方向に向いているもの</p> <p>⑤ 後写鏡及び後方等確認装置の取付金具に鋭利な突起を有しているもの</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>るプロペラ状の装飾品等を有するもの</p> <p>⑦ レバー式のドア・ハンドルで先端が自動車の進行方向を向いているもの（先端が内側へ曲げてあるもの、保護装置を有するもの等他の交通の安全を妨げるおそれの少ないものを除く。）</p> <p>⑧ 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、その車両前方への突出量及び前端の取付高さが次に該当するもの</p> <p>ア 最前部の車軸中心からクレーンブームの最前端までの水平距離が軸距の3分の2を超えるもの</p> <p>イ クレーン部を除く自動車の最前部（後写鏡、バンパその他の自動車前面に備える附属物を除く。）からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの</p> <p>ウ クレーンブームの最前端の下縁の高さが地上1.8m未満のもの</p> <p>(参考図)</p>  <p>$X > \frac{2}{3}L$</p> <p>⑨ 二輪自動車に備えられているフェアリングであって鋭利な突起を有するもの。</p> <p>⑩ 7-87 に規定される装置のうち自動車の両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。）が自動車の幅から突出しているものであって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 当該装置の最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部附近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突出しているもの</p> <p>イ 当該装置が車体に取付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲であってその外部表面の曲率半径が2.5mm未満の突起を有するもの。</p> <p>ただし、突出量が5mm未満であってその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の硬さが60 ショア (A) 以下のものにあってはこの限りでない。</p>  <p>(6) 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（UN R26-03-S3の5.及び6.に適合している自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）以外の自動車であって、次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。（細目告示</p>	<p>⑥ 二輪自動車に備えられているフェアリングであって鋭利な突起を有するもの</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>第22条第5項関係、細目告示第100条第5項関係)</p> <p>① 乗用自動車及びその形状が乗用自動車の形状に類する自動車(いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等)の後部に備えるバンパ(その端部が、車体後部側面附近にあるものに限る。)であって、次に該当しないもの</p> <p>ア 車体の凹部に組み込まれているもの</p> <p>イ 車体とのすき間が20mmを超えず、かつ、直径100mmの球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、その端部附近の部分が車体側に曲げられているもの</p> <p>② 地上1.8m以下に備えられているアンテナの取付部であって、その附近の車体の最外側から突出しているもの</p> <p>(7) 自動車(ポール・トレーラを除く。)の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1(物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては20分の11)以下でなければならない。</p> <p>ただし、大型特殊自動車であって、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度35km/h未満のものにあっては、この限りでない。(保安基準第18条第1項第3号関係、細目告示第22条第6項関係、細目告示第100条第6項関係)</p> <p>(8) 次に掲げる自動車は、(7)の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。(細目告示第22条第7項関係、細目告示第100条第7項関係)</p> <p>① 物品を積載する装置を有しない自動車</p> <p>② 物品を積載する装置が次に該当する自動車</p> <p>ア タンク又はこれに類するもの</p> <p>イ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの</p> <p>③ 物品を積載する装置の後面に、荷台の床面からの高さが155cm以上の煽又はこれに類する構造物(折りたためるものにあつては、折りたたんだ状態とする。)を備える自動車</p> <p>④ バン型自動車等であって、後面の積卸口の全体に観音開き式、片開き式、上下開き式又はシャッター式のとびらを備えているもの</p> <p>⑤ 専ら車両を運搬する構造の自動車であって、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>ア 荷台床面は、中央部が開口形状、穿孔形状その他自動車以外の物品を容易に積載できない形状であること。</p> <p>イ 後煽は、積載した車両の一部が後方に突出しない構造であり、高さが荷台床面から45cm以上のものであること。</p> <p>ただし、複数階式の荷台を有する自動車の次に掲げる部分にあつては、この限りでない。</p> <p>(ア) 最後部の車軸中心から床面の後端までの水平距離が最遠軸距の2分の1以下の床面</p> <p>(イ) 荷台床面の中央部が前端から後端までにわたり開口している部位</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>ウ 原動機等の動力を用いて荷台を斜め下方へスライドし、地面に接地させる機能を有する自動車にあっては、側煽の高さが（煽の固縛金具、金具取付台及び支柱を除く。）荷台床面（自動車の最前部の車軸中心（セミトレーラにあっては連結装置中心）から最後部の車軸中心までの間に位置する床面に限る。）から 15cm 以下のものであること。</p> <p>⑥ 最大積載量 500kg 以下の特種用途自動車であって、特種な作業に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための荷台を有するもの</p> <p>(9) (7) の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き、巻尺等を用いて次により車両中心線に平行に計測した長さとする。 (細目告示第 22 条第 6 項関係、細目告示第 100 条第 6 項関係)</p> <p>① 車体には、次に掲げるものを含むものとして計測する。</p> <p>ア クレーン車のクレーンブーム イ スキーバスの車室外に設けられた物品積載装置 ウ 追突の衝撃を緩和する装置 エ 特種用途自動車に備える特種な設備又は作業用の装置</p> <p>② 車体には、バンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとして計測する。</p> <p>③ 車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測する。</p> <p>④ 故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置（格納できるものに限る。）を備えた自動車にあっては、当該装置を格納した状態で計測する。</p> <p>(10) 追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車（(8) の自動車以外の自動車に限る。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものは（7）の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、平成 24 年 9 月 28 日以前に架装された追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>① 自動車の最後部の車軸中心から、追突の衝撃を緩和する装置を除いた車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 以下（小型自動車にあっては 20 分の 11 以下）であるもの</p> <p>② 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 3 分の 2 以下であるもの</p> <p>7-26-2 欠番 7-26-3 欠番</p> <p>7-26-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和 34 年 9 月 15 日以前に製作された自動車（最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行う場合を除く。）については、7-26-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 2 項第 1 号関係）</p> <p>(2) 昭和 49 年 6 月 30 日以前に製作された自動車（回転部分が突出する改造を行ったものを除く。）については、7-26-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 2 項第 2 号関係）</p> <p>(3) 平成 20 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、7-26-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 1 項第 1 号関係）</p>	<p>8-26-2 欠番 8-26-3 欠番 8-26-4 適用関係の整理</p> <p>7-26-4 の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

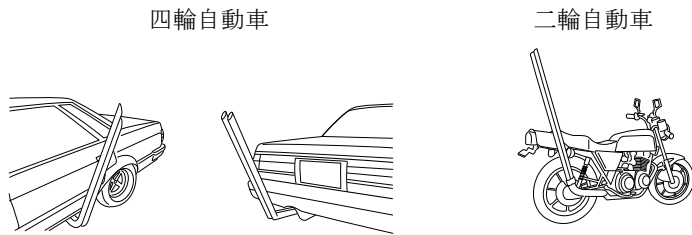
第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

7-26-5 従前規定の適用①

昭和34年9月15日以前に製作された自動車(最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行う場合を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第2項第1号関係)

7-26-5-1 性能要件

- (1) 車枠及び車体は、次の基準に適合するものでなければならない。
 - ① 車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。
この場合において著しく損傷した車枠及び車体は、「堅ろう」とされないものとする。
 - ② 車体は、車枠に確実に取付けられ、振動、衝撃等によりゆりを生じないようにしていること。
- (2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。
ただし、大型特殊自動車にあつては、この限りでない。
なお、次の例に掲げるものにあつては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。
(例)



- (3) 次の各号に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。

① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。)であつて、次の要件に適合するもの

ア エア・スポイラは、自動車の前部及び後部のいずれの部分においても、自動車の最前端又は最後端とならないものであること。

ただし、バンパの下端より下方にある部分であつて、直径100mmの球体が静的に接触することのできる部分(フロアラインより下方の部分を除く。)の角部が半径5mm以上であるもの又は角部の硬さが60ショア(A)以下の場合にあつては、この限りでない。

イ エア・スポイラ(バンパの下端より下方にある部分及び地上1.8mを超える部分を除く。)は、直径100mmの球体が静的に接触することのできる部分に半径2.5mm未満の角部を有さないものであること。

ただし、角部の硬さが60ショア(A)以下のとき、又は角部の高さが5mm未満の場合若しくは角部の間隔(直径100mmの球体を2つの角部に静的に接触させたときの接点間の距離をいう。)が40mm以下の場合であつて角部が次表に定める角部の形状の要件を満足するときは、この限りでない。

角部の高さ(h)	角部の形状	角部の間隔(δ)	角部の形状
h<5mm	角部に外向きの尖った部分又は鋭い部分がないこと。	25<δ≤40mm	角部の半径が1.0mm以上であること。
		δ≤25	角部の半径が0.5mm以上であること。

ウ エア・スポイラは、その附近における車体の最外側(バンパの上端より下方にある部分にあつては、当該自動車の最外側)とならないものであること。

エ エア・スポイラは、側方への翼状のオーバー・ハング部を有していないものであること。

ただし、次に掲げるいずれかの場合にあつては、この限りでない。

- (ア) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端の部分と車体のすき間が20mmを超えない場合
- (イ) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端が当該自動車の最外側から165mm以上内側にある場合
- (ウ) 側方への翼状のオーバー・ハング部のうち当該自動車の最外側から165mm以上内側にない部分が、歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造である場合。

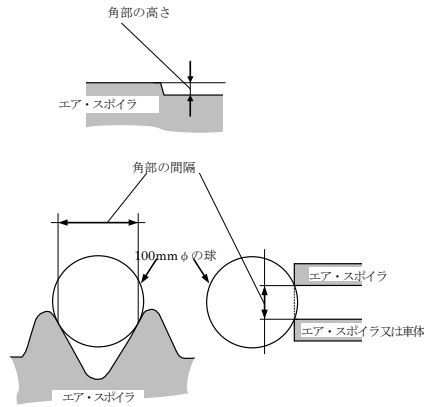
この場合において、側方への翼状のオーバー・ハング部の側端附近に、車両中心線に平行な後向き方向に245N以下の力を加えたとき、当該自動車の最外側から165mm以上内側にない部分がたわむ、回転する又は脱落するものは、「歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造」とする。

オ エア・スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取付けられている構造であること。

(例) 角部の高さ及び間隔の例

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

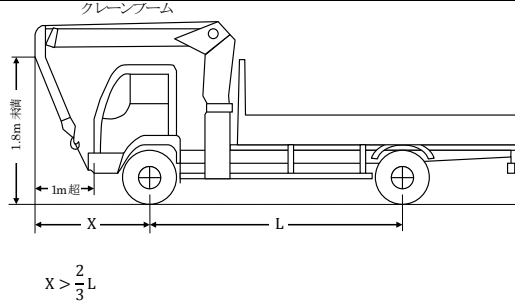
第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)



- ② 次に掲げるエア・スポイラであって損傷のないものは、(3) ①の基準に適合するものとする。
- ア 指定自動車等に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ
 - イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているエア・スポイラ又はこれに準ずる性能を有するエア・スポイラ
 - ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき外装の装置の指定を受けた自動車に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ
- ③ 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって、車体の外形その他自動車の形状が指定自動車等と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。
- ④ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。
- ⑤ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた外装と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。
- ⑥ 回転部分が突出する改造を行った自動車については、7-26-1 (3) ①及び②の基準を適用する。
- (4) 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次に掲げるものは、(2) の基準に適合しないものとする。
- ① バンパの端部であって、通行人の被服等を引掛けるおそれのあるもの
 - ② 乗用自動車及びその形状が乗用自動車の形状に類する自動車（いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等）の後に備えるバンパ（その端部が、車体後部側面附近にあるものに限る。）であって、次に該当しないもの
 - ア 車体の凹部に組み込まれているもの
 - イ 車体とのすき間が20mmを超えず、かつ、直径100mmの球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、その端部附近の部分が車体側に曲げられているもの
 - ③ 地上1.8m以下に備えられているアンテナの取付部であって、その附近の車体の最外側から突出しているもの
 - ④ 後写鏡及び後方等確認装置の取付金具に鋭利な突起を有しているもの
 - ⑤ ホイールのリムの全周における最外側を超えて突出するスピナー、ウイングナット及び車輪に取付けるプロペラ状の装飾品等を有するもの
 - ⑥ レバー式のドア・ハンドルで先端が自動車の進行方向を向いているもの（先端が内側へ曲げてあるもの、保護装置を有するもの等他の交通の安全を妨げるおそれの少ないものを除く。）
 - ⑦ 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、その車両前方への突出量及び前端的取付高さが次に該当するもの
 - ア 最前部の車軸中心からクレーンブームの最前端までの水平距離が軸距の3分の2を超えるもの
 - イ クレーン部を除く自動車の最前部（後写鏡、バンパその他の自動車前面に備える附属物を除く。）からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの
 - ウ クレーンブームの最前端の下縁の高さが地上1.8m未満のもの
- (参考図)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)



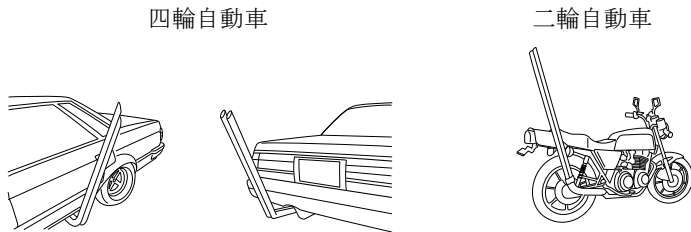
- ⑧ 二輪自動車に備えられているフェアリングであって鋭利な突起を有するもの
- (5) 次に掲げるものは、(2) の基準に適合しないものとする。
 - ① 乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車（いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等）の後部に備えるバンパ（その端部が、車体後部側面付近にあるものに限る。）であって、次に該当しないもの
 - ア 車体の凹部に組み込まれているもの
 - イ 車体とのすき間が 20mm を超えず、かつ、直径 100mm の球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、その端部附近の部分が車体側に曲げられているもの
 - ② 地上 1.8m 以下に備えられているアンテナの取付部であって、その附近の車体の最外側から突出しているもの
- (6) 最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行った自動車については、7-26-6-1 (6) から (7) の基準を適用する。

7-26-6 従前規定の適用②

昭和 49 年 6 月 30 日以前に製作された自動車（回転部分が突出する改造を行ったものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 2 項第 2 号関係）

7-26-6-1 性能要件

- (1) 車枠及び車体は、次の基準に適合するものでなければならない。
 - ① 車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。
この場合において著しく損傷した車枠及び車体は、「堅ろう」とされないものとする。
 - ② 車体は、車枠に確実に取付けられ、振動、衝撃等によりゆるみを生じないようにになっていること。
- (2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。
ただし、大型特殊自動車にあつては、この限りでない。
なお、次の例に掲げるものにあつては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。
(例)



- (3) 次の各号に掲げるものは、(2) の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。
 - ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8t 以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。）であつて、次の要件に適合するもの
 - ア エア・スポイラは、自動車の前部及び後部のいずれの部分においても、自動車の最前端又は最後端とならないものであること。
ただし、バンパの下端より下方にある部分であつて、直径 100mm の球体が静的に接触することのできる部分（フロアラインより下方の部分を除く。）の角部が半径 5mm 以上であるもの又は角部の硬さが 60 ショア (A) 以下の場合にあつては、この限りでない。
 - イ エア・スポイラ（バンパの下端より下方にある部分及び地上 1.8m を超える部分を除く。）は、直径 100mm の球体が静的に接触することのできる部分に半径 2.5mm 未満の角部を有さないものであること。
ただし、角部の硬さが 60 ショア (A) 以下のとき、又は角部の高さが 5mm 未満の場合若しくは角部の間隔（直径 100mm の球体を 2 つの角部に静的に接触させたときの接点間の距離をいう。）が 40mm 以下の場合であつて角部が次表に定める角部の形状の要件を満足するときは、この限りでない。

角部の高さ (h)	角部の形状	角部の間隔 (δ)	角部の形状
-----------	-------	-----------	-------

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

h < 5mm	角部に外向きの尖った部分又は鋭い部分がないこと。	25 < δ ≤ 40mm	角部の半径が 1.0mm 以上であること。
		δ ≤ 25	角部の半径が 0.5mm 以上であること。

ウ エア・スポイラは、その附近における車体の最外側（バンパの上端より下方にある部分にあつては、当該自動車の最外側）とならないものであること。

エ エア・スポイラは、側方への翼状のオーバー・ハング部を有していないものであること。

ただし、次に掲げるいずれかの場合にあっては、この限りでない。

(ア) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端の部分と車体のすき間が 20mm を超えない場合

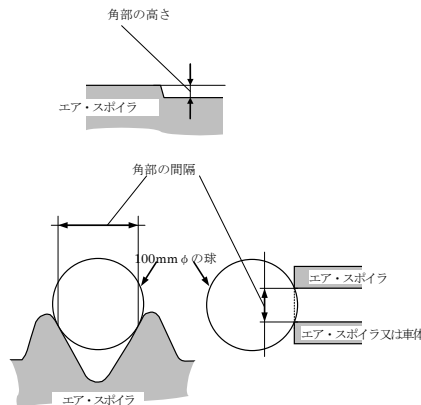
(イ) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端が当該自動車の最外側から 165mm 以上内側にある場合

(ウ) 側方への翼状のオーバー・ハング部のうち当該自動車の最外側から 165mm 以上内側にない部分が、歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造である場合。

この場合において、側方への翼状のオーバー・ハング部の側端附近に、車両中心線に平行な後向き方向に 245N 以下の力を加えたとき、当該自動車の最外側から 165mm 以上内側にない部分がたわむ、回転する又は脱落するものは、「歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造」とする。

オ エア・スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取付けられている構造であること。

(例) 角部の高さ及び間隔の例



② 次に掲げるエア・スポイラであつて損傷のないものは、(3) ①の基準に適合するものとする。

ア 指定自動車等に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ

イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているエア・スポイラ又はこれに準ずる性能を有するエア・スポイラ

ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき外装の装置の指定を受けた自動車に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ

③ 乗車定員が 10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて、車体の外形その他自動車の形状が指定自動車等と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。

④ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。

⑤ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた外装と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。

⑥ 回転部分が突出する改造を行った自動車については、7-26-1 (3) ①及び②の基準を適用する。

(4) 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次に掲げるものは、(2) の基準に適合しないものとする。

① バンパの端部であつて、通行人の被服等を引掛けるおそれのあるもの

② 乗用自動車及びその形状が乗用自動車の形状に類する自動車（いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等）の後に備えるバンパ（その端部が、車体後部側面附近にあるものに限る。）であつて、次に該当しないもの

ア 車体の凹部に組み込まれているもの

イ 車体とのすき間が 20mm を超えず、かつ、直径 100mm の球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであつて、その端部附近の部分が車体側に曲げられているもの

③ 地上 1.8m 以下に備えられているアンテナの取付部であつて、その附近の車体の最外側から突出しているもの

④ 後写鏡及び後方確認装置の取付金具に鋭利な突起を有しているもの

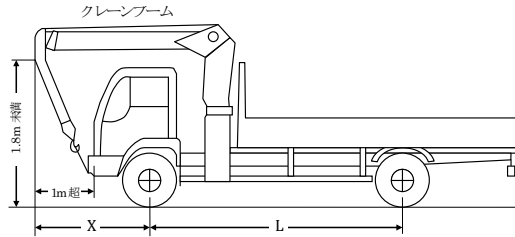
⑤ ホイールのリムの全周における最外側を超えて突出するスピナー、ウイングナット及び車輪に取付けるプロペラ状

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

の装飾品等を有するもの

- ⑥ レバー式のドア・ハンドルで先端が自動車の進行方向を向いているもの（先端が内側へ曲げてあるもの、保護装置を有するもの等他の交通の安全を妨げるおそれの少ないものを除く。）
- ⑦ 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、その車両前方への突出量及び前端的取付高さが次に該当するもの
 - ア 最前部の車軸中心からクレーンブームの最前端までの水平距離が軸距の3分の2を超えるもの
 - イ クレーン部を除く自動車の最前部（後写鏡、バンパその他の自動車前面に備える附属物を除く。）からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの
 - ウ クレーンブームの最前端の下縁の高さが地上1.8m未満のもの
(参考図)



$$X > \frac{2}{3}L$$

- ⑧ 二輪自動車に備えられているフェアリングであって鋭利な突起を有するもの
- (5) 次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。
- ① 乗車定員10人以下の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車（いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等）の後部に備えるバンパ（その端部が、車体後部側面付近にあるものに限る。）であって、次に該当しないもの
 - ア 車体の凹部に組み込まれているもの
 - イ 車体とのすき間が20mmを超えず、かつ、直径100mmの球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、その端部附近の部分が車体側に曲げられているもの
 - ② 地上1.8m以下に備えられているアンテナの取付部であって、その附近の車体の最外側から突出しているもの
- (6) 最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、最遠軸距の2分の1（物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあつては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあつては20分の11）以下であること。
ただし、大型特殊自動車であつて、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度35km/h未満のものにあつては、この限りでない。
- (7) 次に掲げる自動車は、(6)の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。
- ① 物品を積載する装置を有しない自動車
 - ② 物品を積載する装置が次に該当する自動車
 - ア タンク又はこれに類するもの
 - イ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの
 - ③ 物品を積載する装置の後面に、荷台の床面からの高さが155cm以上の煽又はこれに類する構造物（折りたためるものにあつては、折りたたんだ状態とする。）を備える自動車
 - ④ バン型自動車等であつて、後面の積卸口の全体に観音開き式、片開き式、上下開き式又はシャッター式のとびらを備えているもの
 - ⑤ 専ら車両を運搬する構造の自動車であつて、次に掲げる要件を満たすもの
 - ア 後煽は、積載した車両の一部が後方に突出しない構造であり、高さが荷台床面から45cm以上のものであること。
ただし、複数階式の荷台を有する自動車の次に掲げる部分にあつては、この限りでない。
 - (ア) 最後部の車軸中心から床面の後端までの水平距離が最遠軸距の2分の1以下の床面
 - (イ) 荷台床面の中央部が前端から後端までにわたり開口している部位
 - ⑥ 最大積載量500kg以下の特種用途自動車であつて、特種な作業に伴つて使用する必要最小限の工具等を積載するための荷台を有するもの
- (8) (6)の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き、巻尺等を用いて次により車両中心線に平行に計測した長さとする。
- ① 車体には、次に掲げるものを含むものとして計測する。
 - ア クレーン車のクレーンブーム
 - イ スキーバスの車室外に設けられた物品積載装置
 - ウ 追突の衝撃を緩和する装置
 - エ 特種用途自動車に備える特種な設備又は作業用の装置
 - ② 車体には、バンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとして計測する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

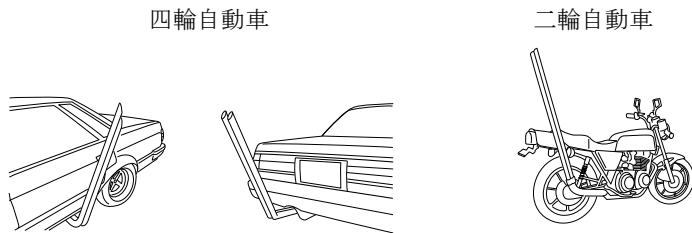
- ③ 車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測する。
 - ④ 故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置（格納できるものに限る。）を備えた自動車にあっては、当該装置を格納した状態で計測する。
- (9) 追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車（(7)の自動車以外の自動車に限る。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものは（6）の基準に適合するものとする。
- ただし、平成24年9月28日以前に架装された追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、この限りでない。
- ① 自動車の最後部の車軸中心から、追突の衝撃を緩和する装置を除いた車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1以下（小型自動車にあっては20分の11以下）であるもの
 - ② 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の3分の2以下であるもの

7-26-7 従前規定の適用③

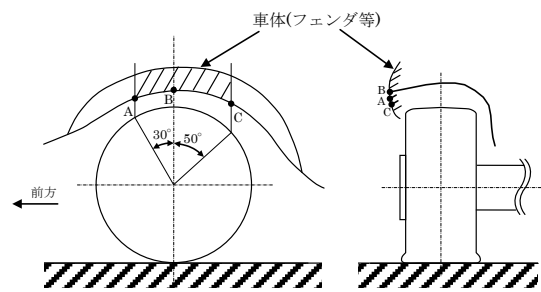
平成20年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第1項第1号関係）

7-26-7-1 性能要件

- (1) 車枠及び車体は、次の基準に適合するものでなければならない。
 - ① 車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。
この場合において著しく損傷した車枠及び車体は、「堅ろう」とされないものとする。
 - ② 車体は、車枠に確実に取付けられ、振動、衝撃等によりゆりみを生じないようにしていること。
- (2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。
ただし、大型特殊自動車にあっては、この限りでない。
なお、次の例に掲げるものにあっては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。
(例)



- (3) 次に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。
 - ① 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないもの。
この場合において、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が10mm未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。
(参考図)

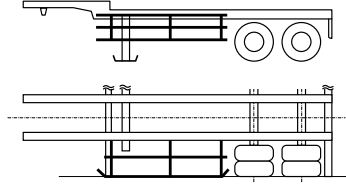
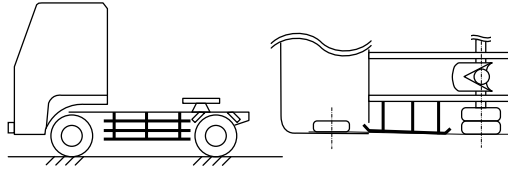


- ② 貨物の運送の用に供する普通自動車の後車輪であって、7-33の基準に適合する巻込防止装置等を備えており、かつ、当該巻込防止装置等の平面部が最外側にある前車輪及び後車輪のそれぞれの車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側（車軸中心より下方の部位を除く。）の鉛直線と接地面との交点を結ぶ直線（前車輪を有しない被牽引自動車にあっては、後車輪の車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側（車軸中心より下方の部位を除く。）の鉛直線と鉛直面との交点を通り車両中心線に平行な直線）より外側に取付けられているもの。
(参考図)
例1

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

例 2



③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。）であって、次の要件に適合するもの

ア エア・スポイラは、自動車の前部及び後部のいずれの部分においても、自動車の最前端又は最後端とならないものであること。

ただし、バンパの下端より下方にある部分であって、直径100mmの球体が静的に接触することのできる部分（フロアラインより下方の部分を除く。）の角部が半径5mm以上であるもの又は角部の硬さが60ショア（A）以下の場合にあつては、この限りでない。

イ エア・スポイラ（バンパの下端より下方にある部分及び地上1.8mを超える部分を除く。）は、直径100mmの球体が静的に接触することのできる部分に半径2.5mm未満の角部を有さないものであること。

ただし、角部の硬さが60ショア（A）以下のとき、又は角部の高さが5mm未満の場合若しくは角部の間隔（直径100mmの球体を2つの角部に静的に接触させたときの接点間の距離をいう。）が40mm以下の場合であつて角部が下表に定める角部の形状の要件を満足するときは、この限りでない。

角部の高さ (h)	角部の形状	角部の間隔 (δ)	角部の形状
h < 5mm	角部に外向きの尖った部分又は鋭い部分がないこと。	25 < δ ≤ 40mm	角部の半径が1.0mm以上であること。
		δ ≤ 25	角部の半径が0.5mm以上であること。

ウ エア・スポイラは、その附近における車体の最外側（バンパの上端より下方にある部分にあつては、当該自動車の最外側）とならないものであること。

エ エア・スポイラは、側方への翼状のオーバー・ハング部を有していないものであること。

ただし、次に掲げるいずれかの場合にあつては、この限りでない。

(ア) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端の部分と車体のすき間が20mmを超えない場合

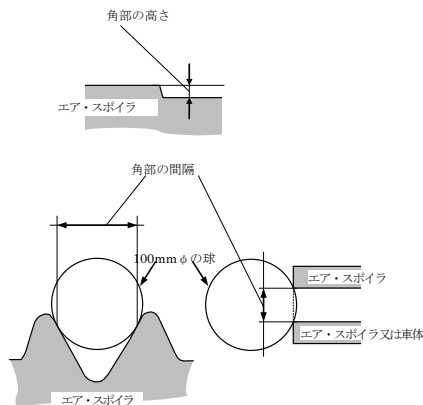
(イ) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端が当該自動車の最外側から165mm以上内側にある場合

(ウ) 側方への翼状のオーバー・ハング部のうち当該自動車の最外側から165mm以上内側にない部分が、歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造である場合。

この場合において、側方への翼状のオーバー・ハング部の側端附近に、車両中心線に平行な後向き方向に245N以下の力を加えたとき、当該自動車の最外側から165mm以上内側にない部分がたわむ、回転する又は脱落するものは、「歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造」とする。

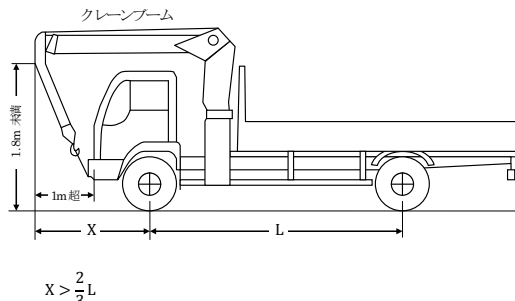
オ エア・スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取付けられている構造であること。

(例) 角部の高さ及び間隔の例



第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

- ④ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車直進姿勢をとった場合において、車輪の左右両端が緩衝装置により挟まれているもの
- ⑤ 二輪自動車直進姿勢をとった場合において、後車輪の左右両端が運転者の乗車装置（座席又は足かけ（格納式のもの）は展開した状態）より車両の外側方向に突出していないもの
- ⑥ 次に掲げるエア・スポイラであって損傷のないものは、③の基準に適合するものとする。
 - ア 指定自動車等に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ
 - イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているエア・スポイラ又はこれに準ずる性能を有するエア・スポイラ
 - ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき外装の装置の指定を受けた自動車に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ
- ⑦ 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって、車体の外形その他自動車の形状が指定自動車等と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。
- ⑧ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。
- ⑨ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた外装と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。
- (4) 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。
 - ① バンパの端部であって、通行人の被服等を引掛けるおそれのあるもの
 - ② 乗用自動車及びその形状が乗用自動車の形状に類する自動車（いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等）の後部に備えるバンパ（その端部が、車体後部側面附近にあるものに限る。）であって、次に該当しないもの
 - ア 車体の凹部に組み込まれているもの
 - イ 車体とのすき間が20mmを超えず、かつ、直径100mmの球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、その端部附近の部分が車体側に曲げられているもの
 - ③ 地上1.8m以下に備えられているアンテナの取付部であって、その附近の車体の最外側から突出しているもの
 - ④ 後写鏡及び後方等確認装置の取付金具に鋭利な突起を有しているもの
 - ⑤ ホイールのリムの全周における最外側を超えて突出するスピナー、ウイングナット及び車輪に取付けるプロペラ状の装飾品等を有するもの
 - ⑥ レバー式のドア・ハンドルで先端が自動車の進行方向を向いているもの（先端が内側へ曲げてあるもの、保護装置を有するもの等他の交通の安全を妨げるおそれの少ないものを除く。）
 - ⑦ 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、その車両前方への突出量及び前端的取付高さが次に該当するもの
 - ア 最前部の車軸中心からクレーンブームの最前端までの水平距離が軸距の3分の2を超えるもの
 - イ クレーン部を除く自動車の最前部（後写鏡、バンパその他の自動車前面に備える附属物を除く。）からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの
 - ウ クレーンブームの最前端の下縁の高さが地上1.8m未満のもの
 (参考図)



- ⑧ 二輪自動車に備えられているフェアリングであって鋭利な突起を有するもの
- (5) 次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。
 - ① 乗車定員10人以下の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車（いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等）の後部に備えるバンパ（その端部が、車体後部側面付近にあるものに限る。）であって、次に該当しないもの
 - ア 車体の凹部に組み込まれているもの
 - イ 車体とのすき間が20mmを超えず、かつ、直径100mmの球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、その端部附近の部分が車体側に曲げられているもの

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>② 地上1.8m以下に備えられているアンテナの取付部であって、その附近の車体の最外側から突出しているもの</p> <p>(6) 最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、最遠軸距の2分の1(物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては20分の11)以下であること。 ただし、大型特殊自動車であって、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度35km/h未満のものにあっては、この限りでない。</p> <p>(7) 次に掲げる自動車は、(6)の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。</p> <p>① 物品を積載する装置を有しない自動車</p> <p>② 物品を積載する装置が次に該当する自動車 ア タンク又はこれに類するもの イ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの</p> <p>③ 物品を積載する装置の後面に、荷台の床面からの高さが155cm以上の煽又はこれに類する構造物(折りたためるもの)にあっては、折りたたんだ状態とする。)を備える自動車</p> <p>④ バン型自動車等であって、後面の積卸口の全体に観音開き式、片開き式、上下開き式又はシャッター式のとびらを備えているもの</p> <p>⑤ 専ら車両を運搬する構造の自動車であって、次に掲げる要件を満たすもの ア 荷台床面は、中央部が開口形状、穿孔形状その他自動車以外の物品を容易に積載できない形状であること。 ただし、平成7年7月9日以前に専ら車両を運搬する構造に架装された自動車にあっては、この限りでない。 イ 後煽は、積載した車両の一部が後方に突出しない構造であり、高さが荷台床面から45cm以上のものであること。 ただし、複数階式の荷台を有する自動車の次に掲げる部分及び平成20年2月2日以前に専ら車両を運搬する構造に架装された自動車であって後煽が道板として機能する構造を有するものにあっては、この限りでない。 (ア) 最後部の車軸中心から床面の後端までの水平距離が最遠軸距の2分の1以下の床面 (イ) 荷台床面の中央部が前端から後端までにわたり開口している部位 ウ 原動機等の動力を用いて荷台を斜め下方へスライドし、地面に接地させる機能を有する自動車にあっては、側煽の高さが(煽の固縛金具、金具取付台及び支柱を除く。)荷台床面(自動車の最前部の車軸中心(セミトレーラにあっては連結装置中心)から最後部の車軸中心までの間に位置する床面に限る。)から15cm以下のものであること。 ただし、平成7年7月9日以前に専ら車両を運搬する構造に架装された自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>⑥ 最大積載量500kg以下の特種用途自動車であって、特種な作業に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための荷台を有するもの</p> <p>(8) (6)の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き、巻尺等を用いて次により車両中心線に平行に計測した長さとする。</p> <p>① 車体には、次に掲げるものを含むものとして計測する。 ア クレーン車のクレーンブーム イ スキーバスの車室外に設けられた物品積載装置 ウ 追突の衝撃を緩和する装置 エ 特種用途自動車に備える特種な設備又は作業用の装置</p> <p>② 車体には、バンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとして計測する。</p> <p>③ 車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測する。</p> <p>④ 故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置(格納できるものに限る。)を備えた自動車にあっては、当該装置を格納した状態で計測する。</p> <p>(9) 追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車((7)の自動車以外の自動車に限る。)であって、次に掲げる要件を全て満たすものは(6)の基準に適合するものとする。 ただし、平成24年9月28日以前に架装された追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>① 自動車の最後部の車軸中心から、追突の衝撃を緩和する装置を除いた車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1以下(小型自動車にあっては20分の11以下)であるもの</p> <p>② 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の3分の2以下であるもの</p>	